

地域型介護予防教室事業 仕様書

1 事業の目的

一般介護予防事業の対象者に対し、高齢者自身が介護予防の大切さを学ぶこと、加えて、地域に多様な通いの場を作り、高齢者の社会参加の促進を目的とした地域型介護予防教室の企画・運営することを目的とする。

2 委託業務の範囲および内容

(1) 事業の対象者

65歳以上の小浜市民

(2) 業務内容

①介護予防の視点に立ったプログラムの提供（・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症、閉じこもり、うつ予防）※介護予防マニュアル（厚労省：令和4年3月第4版）参照

②地域住民が自主運営できるシステムの整備

(3) 実施調整

事業参加者の申込みと利用決定および開始時期の決定は、市が行う。

(4) 実施回数・時間

1会場につき1か月間に1～2回実施するものとする。

利用者1回当たりの利用時間は、120分程度とする。

(5) プログラム提供期間

一人当たりのプログラム提供期間は、令和6年6月から令和7年3月までとする。

(6) 従事者

事業の実施に当たっては、次の各項から1名ずつを配置し、できるだけ同一スタッフが従事できるよう留意すること。

① 安全管理、事故対応、健康管理ができるもの（保健師、看護師等、経験のある介護職員等）

② 運動指導ができるもの（理学療法士、健康運動指導士、経験のある介護職員等）

(7) 実施会場

地区	会場
小浜	小浜コミュニティセンター
	チャンネルO
雲浜	雲浜コミュニティセンター
西津	西津コミュニティセンター
内外海	内外海コミュニティセンター
国富	国富コミュニティセンター
宮川	宮川コミュニティセンター
松永	松永コミュニティセンター
遠敷	サン・サンホーム小浜
今富	今富コミュニティセンター
口名田	口名田コミュニティセンター
中名田	中名田コミュニティセンター
加斗	加斗コミュニティセンター

(8) 対象人数・実施形態

1会場当たりの参加人数は、20名程度とし、事業実施最低参加人数は、10人とする。

実施形態は、集团的・通所形態により実施するものとする。

(9) 送迎

個人での通所が不可能な参加者は、受託事業者が送迎を行うこととする。なお、受託事業者の最終責任において、効率的・効果的な事業実施のため、送迎業務を再委託により行うことは、差し支えない。

3 安全管理体制の整備および事故等に関する対応等

- (1) 送迎を含めた事故発生を未然に防止するために、安全管理マニュアルを整備するものとする。
- (2) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態および事故が発生した場合は、受託事業者の責任において適正に対処し、直ちに利用者の家族および市に報告するものとする。

4 その他 特記事項

- (1) アセスメント結果等の個人情報に関する取り扱いについては、十分に配慮すること。
- (2) 業務仕様書に定めのない事項ならびに業務仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上決定する。